



2020年10月12日

各位

会社名 株式会社 進 和  
代表者名 代表取締役社長 根本 哲 夫  
(コード番号 7607 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 専務取締役 吉田 礎 久  
管理本部長  
TEL (052) 796-2533

## 役付執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年10月12日開催の取締役会において、役付執行役員制度の導入および2020年11月19日開催予定の第70回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 役付執行役員制度の導入について

##### (1) 制度導入の目的

経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を高めることを目的として、役付執行役員制度を導入いたします。

なお、当社は2015年11月から雇用型の執行役員制度を導入しておりますが、今回は従来の制度に加え、委任型の役付執行役員制度を導入するものです。

##### (2) 制度の概要

- ① 役付執行役員は、取締役会により意思決定された経営方針に基づいて、与えられた権限の範囲内で取締役会の監督のもと、業務執行を行います。
- ② 役付執行役員の選解任は、取締役会の決議によるものとし、任期は1年間とします。
- ③ 取締役は、役付執行役員を兼務することができるものとし、

##### (3) 制度の導入時期

2020年11月19日(予定)

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

役付執行役員制度の導入に伴い、本制度にもとづく役位により役付を行うことから、現行定款第23条の役付取締役に関して、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を廃止するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によつて取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によつて取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、 <u>取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によつて取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によつて取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020 年 11 月 19 日

定款変更の効力発生予定日 2020 年 11 月 19 日

3. 役員人事

役員人事につきましては、本日開示の「役員の変動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上